

## お知らせ

ワシントン条約：オーストラリアにおける CITES 種に対する国内措置の厳格化について

2025 年 8 月 8 日

経済産業省貿易経済安全保障局  
貿易管理部野生動植物貿易審査室

ワシントン条約事務局より、2018 年 3 月 19 日付けでオーストラリアにおける CITES 種に対する国内措置の厳格化に関する通知(No. 2018/025)が発出されています。

No. 2018/025

<https://cites.org/sites/default/files/notif/E-Notif-2018-025.pdf>

【参考】オーストラリアからの通知(No. 2018/025)について(和訳・要約)

- ・オーストラリアは CITES 標本の取引に関して厳しい国内措置を実施していることを CITES 締約国に再確認し、CITES 締約国に対し、これらの厳しい国内措置を実施するための協力を依頼する。
- ・附属書 I に掲載されている種として扱われる種：
  - オーストラリアは、インドライオン(Panthera leo)、アフリカゾウ(Loxodonta africana)、及び全てのクジラとイルカ(Cetacea)を、CITES の附属書 I に掲載されている相当に扱う厳しい国内措置を実施している。オーストラリアの法律に基づき、附属書 I の種の輸入及び輸出は、以下の条件を満たす場合にのみ行うことができる：
  - ・CITES における種の初回リスト掲載以前に取得されたものであること(条約適用前標本、非生体標本のみ)；
  - ・登録された機関間での科学標本の非商業的交換の一部として取引されること(非生体標本のみ)；
  - ・研究目的で取引されること(生体及び非生体標本)；
  - ・教育目的で取引されること(生体及び非生体標本)；
  - ・展示目的で取引されること(非生体標本のみ)；
  - ・協力的保全プログラムの一部として取引されること(生体標本のみ)。
- ・附属書 I の個人アイテムおよび狩猟トロフィー：
  - オーストラリアは、附属書 I にリストされている種の個人輸入又は輸出、狩猟トロフィーを含むことを許可していない。ただし、条約適用前標本であることが示され、関連する条約適用前証明書が添付されている場合を除く。
- ・個人及び家庭用品の免除：
  - オーストラリアは、附属書 I の標本に対する個人および家庭用品の免除を認めていない。
- ・サイの標本：

附属書Ⅱにリストされているサイのハンティングトロフィーの輸入又は再輸出は許可されていない。オーストラリアが条約適用前証明書を発行する前に、サイの角標本の条約適用前状態を確実に示すために放射性炭素年代測定が必要となる。

・附属書Ⅱに掲載の標本：

オーストラリアは、CITES の附属書Ⅱに掲載されている種の取引に対して輸入許可証を要求する。ただし、個人及び家庭用品の免除に該当するアイテムは除く。

**【本件に関するお問い合わせ先】**

経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理部 野生動植物貿易審査室

電話 03-3501-1723